平成２２年（フ）第１８４４号
埼玉県春日部市南４丁目３番27号　モダン201、旧住所埼玉県幸手市北１丁目19番24号
債務者　貝沼　和弘
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４５号
埼玉県春日部市南４丁目３番27号　モダン201、旧住所埼玉県幸手市北１丁目19番24号
債務者　貝沼佐知子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1777番地１
債務者　関　　恭将
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
埼玉県川口市江戸３丁目13番７号　宇奈月第７コーポ203号
債務者　金子　静子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５００号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地５―303
債務者　松田ひろみ（旧姓越川・大平）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
埼玉県加須市騎西824番地３
債務者　藤井よし子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
さいたま市北区日進町１丁目824番地１
債務者　小林　由紀
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
さいたま市見沼区大字南中丸571番地１　ペイサージュ201
債務者　細井　芳江
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２４号
名古屋市西区堀越３丁目10番15号
債務者　久留　伸公
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９号
神戸市北区道場町日下部1830番地マルヤマハイツ401号
債務者　森利夫こと　金　　畑道
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番13―403号、従前の住所神戸市垂水区坂上３丁目２番21―1105号
債務者　岩田　侑子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９６号
神戸市長田区神楽町５丁目３番33―405号
債務者　大岡裁断所こと大岡義雄こと　徐　義根
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６５号
兵庫県三田市富士が丘１丁目19番地　904号
債務者　大塚　繁子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９４号
神戸市垂水区千代が丘２丁目５番22号
債務者　吉田　紫峰
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２７号
神戸市須磨区大池町５丁目14番２―805号
債務者　上野　富彦
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
兵庫県丹波市山南町金屋375番地２
債務者　森田　伸義
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
山口県熊毛郡田布施町大字波野324番地１
債務者　大來　　匡
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで山口地方裁判所岩国支部